

平和・人権・教育・環境における国際的基準や常識とはなにか、を日本の現状に即して勉強しよう

堀尾セミナーのご案内

日時：二〇〇一年四月二十九日（日）

午後一時～五時（講義を中心に
すすめます。途中二〇分休憩）

会場：新潟市万台市民会館307号室

講師：堀尾輝久さん

主催：にいがた県民教育研究所

受講費：二〇〇〇円（資料代を含む）

堀尾輝久（ほりお てるひさ）さん

一九三三年福岡県生まれ

前日本教育学会会長、前日本学術会議会員

東京大学名誉教授、中央大学教授、民主教育

研究所代表委員

著書／『現代教育の思想と構造』『人権とし

ての教育』（岩波）『教育の自由と権利』

（青木）『日本の教育』（東大出版）他

発展する世界の動向

にいがた県民教育研究所長

八 木 三 男

一九四五年に「国連憲章」は人類史上はじめて武力行使＝戦争を抑止するための基準の強化、とくに自衛権に対する厳しい制限を宣言した。第五一条は自衛権を「武力攻撃が発生した場合」に限定し、その発動も「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」に限った。この制限が、二〇世紀後半において、アメリカやソ連等による恣意的な地域戦争はあっても、全体として戦争に抑止的に働いていることは確実である。

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等」を謳った「世界人権宣言」(国連第三回総会決議、一九四八)は、その後「国際人権条約」(一九六六)、「女性差別撤廃条約」(一九七九)、「子どもの権利条約」(一九八九)等へと具体的に発展し、国連に加盟するすべての国に参加をもとめる「条約」として、各国において、国内法でも実生活でもその実現を促進するために準拠すべき国際的基準になった。

日本では、国連による人権基準の実現をかつては「外圧」と捉える風潮さえあったが、いまや日本国民の意識はこの基準を「常識」ととらえはじめている。地球上のすべての人々に対する尊厳と平等の保障の意識は国民のものになった。

一方、日本の権力はどうか。発展する国際法や進化する国際的基準をまえに一貫してそれらを敵視するかあるいはたじろいできた。森首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」の報告にみられるように、「子どもの権利条約」など条約として遵守すべき国際的基準を一顧だにせず、かえって

「奉仕活動の義務化」など子どもに対する強制を強化し、国連の子ども人権委員会の勧告とは逆に、エリート教育を人材育成の基軸に据え、いっそう「高度に競争的な」教育システムをつくろうとしている。それだけではなく、国際的基準を先駆的にとりいれた「教育基本法」のナショナリズム的改定を目論んでさえいる。

教育現場では、世界の趨勢としての国際的基準の認識を教育の枢軸に据えようとする気運には必ずしもなっていない。いまやカリキュラムの全内容や教育条件を全地球規模の「平和・人権・環境」の国際基準によって点検し直す必要ができた。さらに、世界、とくに欧米先進諸国の到達度にあわせた生徒・市民参加の学校自治の確立や教育行政への参加等、教育行政の民主的統制と再編とを視野におさめよう。

